

令和8年（ワ）第168号 慰謝料請求事件

原告 坂本正美 外4名

被告 宮部 龍彦

証拠説明書

水戸地方裁判所 民事1部合議A係 御中

令和8年5月25日

被告 宮部 龍彦

乙号証	標目	原本写	作成年月日	作成者	立証趣旨
1	部落解放愛する会茨城県連合会事務所外観写真	写し	令和5年1月16日	被告	事務所外観、シャッター、敷地内車両、標語等の状況。
2	機関紙「荊棘」令和5年5月15日発行（2023年5月号）	写し	令和5年5月15日	部落解放愛する会茨城県連合会	本件で問題とされる被告発言への反論記事が掲載され、当該発言が団体・事務所・標章・活動態様に関するものとして扱われていたこと。
3	機関紙「荊棘」令和4年9月15日発行（2022年9月号）	写し	令和4年9月15日	部落解放愛する会茨城県連合会	原告側団体が機関紙を発行し、公益財団法人、行政、教育関係者を対象に公開質問、糾弾、アンケート等を行い、その内容を機関紙に掲載していたこと。

乙号証	標目	原本写	作成年月日	作成者	立証趣旨
4	機関紙「荊棘」令和4年10月15日発行（2022年10月号）	写し	令和4年10月15日	部落解放愛する会茨城県連合会	原告側団体が公開質問・糾弾活動を継続し、機関紙及び研修資料で県民に周知すると表明していたこと。
5	機関紙「荊棘」令和5年1月15日発行（2023年1月号）	写し	令和5年1月15日	部落解放愛する会茨城県連合会	原告側団体が示現舎、部落探訪、法務局対応、条例制定等を公共問題として取り上げるとともに、全市町村行政・教育関係者等を対象とする研修会を開催した旨及び約600名が参加した旨を掲載していたこと。
6	機関紙「荊棘」令和5年2月15日発行（2023年2月号）	写し	令和5年2月15日	部落解放愛する会茨城県連合会	原告側団体が部落探訪、示現舎、県内同和地区動画配信、法務局駐車場での広報活動を掲載していたこと。
7	機関紙「荊棘」令和5年4月15日発行（2023年4月号）	写し	令和5年4月15日	部落解放愛する会茨城県連合会	原告側団体が、法務局・警察とのやりとりを含む啓発広報車による抗議活動を機関紙に掲載し、また、被告と面会して話をしていたこと。

乙号証	標目	原本写	作成年月日	作成者	立証趣旨
8	機関紙「荊棘」令和6年9月15日発行（2024年9月号）	写し	令和6年9月15日	部落解放愛する会茨城県連合会	原告側団体が、古河市議会議長及び市議会議員との紛争経過を機関紙に掲載し、古河市の入札、契約検査課、議会事務局、庁舎内でのSNS使用、人権問題研修会及び同和問題研修等を取り上げて公開質問書を提出したこと。回答がないとして再度通告及び最後通告を行い、「内外に周知」し「糾弾行動も辞さない」とした上、啓発車による抗議活動、警察とのやりとり及び車両押収の経過を掲載していたこと。原告側団体の活動が公的機関、公人及び地域社会に関わる公共的な論評の対象であったこと。

乙号証	標目	原本写	作成年月日	作成者	立証趣旨
9	ウェブページ「同和団体の街宣車 役場駐車場に一何があり、何が目的か?—」	写し	平成29年6月14日	海野隆	原告側団体の街頭宣伝車両が役場玄関口付近に駐車され、「なぜビビる?」「糾弾する」「差別者」「明らかにしろ」「かくすな」等の文言が掲げられていた旨が第三者のウェブページで掲載されていたこと。同記事が、阿見町及び阿見町議会主催の人権・同和問題研修会に講師として招かれた人物として、原告金子利夫の氏名を記載していること。原告側団体による公開質問状、機関紙掲載、研修会使用等の活動が第三者からも公共的問題として取り上げられていたこと。
10	ウェブページ「脅迫される?市長・違法残土堆積/市民オンブズマンつくばみらい改め劣化と失調」	写し	平成24年3月27日 (紹介記事)	海野隆、山田稔	つくばみらい市の残土問題に関する山田稔氏作成の平成24年3月27日付け過去ブログ記事が、海野隆氏のウェブページで資料として紹介され、同記事中で愛する会への言及及び平成24年2月ころ市庁舎前に駐車されていた街宣車の写真が掲載されていたこと。原告側団体の活動が行政、公人及び地域社会に関わる公共的な論評の対象であったこと。

乙第9号証及び乙第10号証の元URLは、以下のとおりである。

乙第9号証 <https://ameblo.jp/sougousenryaku/entry-12486763705.html>

乙第10号証 <https://ameblo.jp/sougousenryaku/entry-12672738345.html>

以上